

1 議事日程(第1日)

(平成25年第1回久山町議会定例会)

平成25年3月8日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案審議

議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

議案第2号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(25久山町条例第1号)

議案第3号 久山町障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について

(25久山町条例第2号)

議案第4号 久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

(25久山町条例第3号)

議案第5号 久山町営住宅条例の全部を改正する条例について

(25久山町条例第4号)

議案第6号 久山町下水道条例の全部を改正する条例について

(25久山町条例第5号)

議案第7号 久山町道路占用条例及び久山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

(25久山町条例第6号)

議案第8号 久山町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

(25久山町条例第7号)

議案第9号 久山町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

(25久山町条例第8号)

議案第10号 久山町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について

(25久山町条例第9号)

議案第11号 町道路線の認定について

議案第12号 町道路線の廃止について

議案第13号 町道路線の変更について

議案第14号 桂木川河川改修工事請負契約の変更について

- 議案第15号 久山町土地開発公社の解散について  
議案第16号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について  
議案第17号 平成24年度久山町一般会計補正予算（第6号）  
議案第18号 平成24年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第19号 平成24年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第20号 平成24年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第21号 平成24年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）  
議案第22号 平成25年度久山町一般会計予算  
議案第23号 平成25年度久山町国民健康保険特別会計予算  
議案第24号 平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第25号 平成25年度久山町下水道事業特別会計予算  
議案第26号 平成25年度久山町水道事業会計予算  
発委第1号 久山町議会委員会条例の一部を改正する条例について  
(25久山町条例第10号)

日程第4 意見書について

- \* TPP（環太平洋経済連携協定）への不参加を求める意見書

日程第5 陳情について

- \* 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出  
を求める陳情

日程第6 本会議の日程について

- \* 一般質問について  
\* 最終本会議について

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	池松巖根	2番	實渕英介
3番	阿部賢一	4番	有田行彦
5番	吉村雅明	6番	佐伯勝宣
7番	佐伯國廣	8番	松本世頭
9番	本田光	10番	木下康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

2番	實渕英介	3番	阿部賢一
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	久芳菊司	副町長	只松輝道
教育長	中山清一	総務課長	安部雅明
政策推進課長	安倍政明	教育課長	伴義憲
町民生活課長	久芳国重	会計管理者	石橋邦英
税務課長	井上嘉明	健康福祉課長	角森輝美
財政課長	矢山良隆	田園都市課長	大徳正巳
上下水道課長	実渕孝則		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	國崎和男	議会事務局書記	笠利恵
総務課長補佐	原之園修司	総務課主査	阿部桂介

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回久山町議会3月定例会を開会いたします。

まず初めに、議会開会に当たり、町長より挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 本日、ここに平成25年久山町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

昨年12月に新政権安倍晋三内閣が発足するやいなや、安倍総理は脱デフレと円高是正に向けた大胆な金融緩和と機動的な財政支出、そして成長戦略を三本の矢とする経済政策、すなわちアベノミクスを打ち出しました。このことは、安倍総理が衆議院解散以降、ずっと繰り返し主張していたことですが、政権を担うと、早速公共工事を柱とする大型の2012年度補正予算案、13.1兆円と、2013年度の予算案をまとめました。そしてさらに、安倍首相の強い要請により、日銀は政府と連携を深めるとする共同声明を発表し、2%の物価上昇率を目標として2014年から無期限の金融緩和に踏み切ることを宣言したところでございます。これに期待を先取りするかのように素早く反応したのが金融市場であり、急激な円安・株高現象が始まり、今や金融市場だけでなく輸出関連の大手企業や中小企業にまでも、その恩恵が及び始めており、また海外の投資家の期待感も高まっていると言われております。まさに安倍政権はロケットスタートを切りましたが、果たしてこれがどこまで続くのかという慎重論もあるのも確かであります。しかし、日本経済を長年覆っていた沈滞ムードをアベノミクスが一変させたことは間違いのない事実であります。我々地方も、ただ傍観するだけでなく、特色ある地域資源を生かして地域経済の活性化に努めることが地方の役割であり、国の経済成長を支えることにもなると思っています。

政府は、1月29日の閣議において、平成25年度予算案を決定いたしました。一般会計の総額は92兆6,000億余円で、昨年の当初予算額の2.5%増となっております。特徴的なのは、歳入では経済成長を反映してか、所得税や消費税などの税収が増となっている点であります。

さて、ここに平成25年度の当初予算案を初めとする諸議案の審議をお願いするに当たり、新年度に向けます私の施政方針を申し述べさせていただきます。

その前に1つだけ、さきに述べたように、政府は平成24年度一般会計補正予算で、地域の元気事業交付金として公共事業等を促進させるため、その費用の地方負担を補う予算と

して約1兆4,000億円の予算を計上しております。したがって、平成25年度予算と合わせて15カ月予算の執行となっています。

早速、本町においては、平成25年度に予定していた小・中学校施設の大規模改修や総合グラウンド公園整備事業並びに上久原土地区画整理事業予算を前倒して平成24年度予算で執行することにいたしました。25年度から河川整備や橋梁新設あるいは公園整備など、財政支出が大きい投資的事業が集中する中、今回の国の財政施策は町にとって渡りに舟であり、大いに活用していくところでございます。

さて、平成25年度の一般会計予算の総額は52億7,000万円で、前年度予算に対し21%の増となっています。4年連続の増額予算となりましたが、増額の主な要因は、近年、土地価格下落により土地の先行取得の必要がなくなり、その役割を失った土地開発公社を解散するための借入金の債務保証金12億9,000万円の計上であります。平成25年度は第3次久山町総合計画に基づき、町民の皆様とともに新しい久山のまちづくりを形あるものへと創造し、安心・元気な「健康が薫る郷」実現に向かっての第一歩の年にしたいと思っています。

まず第1に、町の活性化についてでございますけれども、町の魅力づくりと活性化を促すため、昨年度に引き続き観光プロジェクトと健康な食文化を発信するプロジェクトの実現化をさらに進めてまいります。またあわせて、農業の活性化を進めるため、特産物や特産品の開発のための研究や組織作りに取り組んでまいります。また、低迷する林業についてですが、国は再生可能エネルギー等の地域資源を生かした事業化を進めるため、今年度の補正予算と平成25年度の予算に地域経済循環の製造と自立的な地域経営を推進するとして特別予算を組んでいます。したがって、本町におきましても、森林資源を熱源とする木質チップ製造工場あるいは発電施設等の建設に関して産学共同あるいは民間誘致の可能性について今後調査研究を進めてまいりたいと思っています。

次に、高齢者福祉と健康づくりでございますが、これまで日本で平均寿命のトップを維持してきた沖縄県が長野県にそのトップの座を抜かれました。その原因は、沖縄県民の食生活の変化にあるのではないかという報道があっただけけれども、本町では単なる寿命の引き上げではなく、元気な高齢者を増やし、健康寿命を高めることを目標として、生活習慣病予防健診の充実、そして受診率の向上と生活習慣病と深いかわりがあると言われている認知症の予防を重点として、食生活改善や身体的運動等を重点とした事業の推進を行ってまいります。

また、高齢者の生きがい対策としては、現在のシルバー人材センター等による働く場や活動する広場作りを進めていきたいと考えています。

次に、人口政策ですが、人口増対策にかかわる住宅政策については、事業最終年度となる上久原土地区画整理事業の完了に向けた事業促進を図り、上山田土地区画整理事業については、本年度組合設立並びに事業認可申請を行った上、いよいよ事業に取り組んでまいります。

また、地域の活性化が強く望まれる草場地区においては、長年空き地となっている民間企業が有する宅地を中心として宅地開発と周辺環境整備を図るため、所有者との協議に着手し、事業化の促進に努めてまいります。

次に、社会資本整備についてですが、生活環境にかかわる社会資本整備事業としましては、大雨災害等で撤去のままとなっている下久原久保橋の新設下部工事並びに桂木川の河川改修工事に着手し、また町民の運動や憩いの場となる上久原池上池下の運動広場やC&Cセンターを基点とする高橋池周辺フォレストロードの整備を引き続き進めてまいります。

終わりに、学校教育、社会教育関係ですが、まず24年度から準備してきました町内の高校生、大学生を対象として海外語学留学支援制度を新年度よりスタートさせ、世界に羽ばたこうとする若者たちの夢を支援してまいります。また、小・中学校校舎等の本格的な大規模改修に着手してまいります。

次に、国の指定文化財となった首羅山遺跡に関しては、町内外に情報発信するための記念イベントやシンポジウムを本年度開催し、多くの人々に啓発をしてまいります。そして、首羅山遺跡の保存と整備に関する基本構想策定の準備として首羅山遺跡保存整備委員会の発足を進めていく予定でございます。

以上、述べました私の施政方針を柱として平成25年度の予算を編成させていただきました。

現在、アベノミクスによって景気回復の機運は高まっていますが、まだまだ実態のものではなく、先行きは不透明であって、国と地方を取り巻く経済情勢は依然として厳しい状況下での予算となっています。したがって、予算執行に当たっては、最大限の予算効果を上げる行政運営に努めてまいる所存であります。町民の福祉の向上と安心・安全で住みよい町、そして魅力を実感できる住みたい町を実現するため、今後とも町民の皆様、そして何より議員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に提案いたします議案は、条例改正案と平成25年度一般会計予算案及び特別会計予算案など全部で26議案でございます。それぞれの議案につきましては、担当課長が詳細に説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木下康一君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ別室にて協議しましたが、再度ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。2番實渕英介議員、3番阿部賢一議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（木下康一君） 日程第2、会期の決定。平成25年3月8日から3月22日まで15日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より22日までの15日間と決定いたしました。

日程第3、議案審議の方法。議案第1号から議案第26号及び発委第1号を一議案ごとに上程し、提案理由の説明を受ける。会期中に議案第1号から議案第26号及び発委第1号の内容説明を受ける。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第4、意見書について。TPP（環太平洋経済連携協定）への不参加を求める意見書。所管委員会に付託し、会期中に委員会審査を行う。意見書は以上のように取り扱いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第5、陳情について。「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情。所管委員会に付託し、会期中に委員会審査を行う。陳情は以上のように取り扱いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第6、本会議の日程について。一般質問について。平成25年3月12日火曜日9時30分、本会議で一般質問を行う。最終本会議について。平成25年3月22日金曜日9時

30分、最終本会議を行い、議案第1号から議案第26号及び発委第1号を一議案ごとに審議の上、採決を行う。本会議は以上の日程で行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本会議は以上の日程で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案審議

○議長（木下康一君） それでは、日程第3により議案の上程を行います。

まず、議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安部雅明君） 御説明いたします。

本案は、平成25年3月31日限りで田川地区清掃施設組合が常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理することが必要なくなり、及び福岡県市町村災害共済基金組合が解散されることに伴う脱退並びに平成25年4月1日から下田川清掃施設組合が福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合の組合同約等を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めらるものでございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第2号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安部雅明君） 本案は、自宅に係る住居手当につきましては、主に自宅の維持管理の費用を補填する趣旨の手当でございましたが、全国の都道府県で廃止する団体が増加傾向にあることや、福岡県内の民間事業所におきましても廃止傾向にあることを勘案し、民間との格差を生じないよう、自宅に係る住居手当を廃止し、久山町職員の給与に関する条例の一部を改正を提案するものです。

詳細につきましては委員会において御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。



説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第3号久山町障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（角森輝美君） 御説明いたします。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律が公布されることにより、障害者自立支援法、平成17年法律第123号の一部が改正されることに伴い、所要の規定を整備する必要が生じたため提案するものであります。

内容は、第1条中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、第2条中、別表第1条中、「障害程度区分認定等審査会」を「障害支援区分認定等審査会」に改めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第4号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（久芳国重君） 御説明いたします。

本案は、久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

障害者自立支援法、平成17年法律123号の一部が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正がなされ、平成25年4月1日と平成26年4月1日から施行されることに伴いまして、久山町重度障害者医療の支給に関する条例の一部を改正し規定の整備をする必要から、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第5号久山町営住宅条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（矢山良隆君） 御説明いたします。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法の一部が改正され、入居収入基準等が条例委任されたことに伴い、久山町営住宅条例の全部を改正するものです。

改正の内容は、久山町における町営住宅への入居収入基準及び整備基準等の規定を整備するとともに、あわせて久山町町営住宅条例を見直し、全部を改正するものです。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

○議長（木下康一君） 次に、議案第6号久山町下水道条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（実淵孝則君） 御説明いたします。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、下水道法の一部が改正され、排水施設及び処理施設の構造の基準を定める必要等が生じたため、久山町下水道条例の全部を改正するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第7号久山町道路占用条例及び久山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（大徳正巳君） 御説明いたします。

本案は、久山町道路占用条例及び久山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、占有料の額の算定の基礎となる地価水準等を反映した適正なものに改正が必要なため提案をするものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議のほうよろしく願いいた

します。

以上、終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第8号久山町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（大穂正巳君） 御説明いたします。

本案は、久山町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございます。

提案理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、町道の構造の技術的基準を定めるため提案をするものでございます。

詳細につきましては委員会のほうで御説明いたしますので、御審議をよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第9号久山町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（大穂正巳君） 御説明いたします。

本案は、久山町の町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてでございます。

提案理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、町道に設ける道路標識の寸法を定めるため提案をするものでございます。

詳細につきましては委員会のほうで御説明いたしますので、御審議をよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第10号久山町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（大穂正巳君） 御説明いたします。

本案は、久山町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

提案理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定めるため提案をするものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、審議をよろしく願います。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第11号町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（大徳正巳君） 御説明いたします。

町道路線の認定についてでございます。

今回、認定をお願いしようとする路線につきましては、小谷3号線、延長が31.6メートル、それと丁ノ坪8号線、延長41.5メートル、それと牛見ヶ原6号線、延長42.4メートルにつきます3本でございます。

提案理由につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会において御説明いたしますので、審議をよろしく願います。

御説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第12号町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（大徳正巳君） 本案は、町道路線の廃止についてでございます。

今回、廃止をお願いする路線につきましては、路線名、旧犬鳴隧道線、延長1,599.3メートルでございます。

提案理由につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議をよろしく願います。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第13号町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（大徳正巳君） 御説明いたします。

今回、町道路線の変更をお願いする路線につきましては、路線名、柳原線、延長1,771.2メートルを、路線名、柳原線、延長2,826.3メートルに変更をお願いするものでございます。

提案理由につきましては、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議をよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第14号桂木川河川改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（大徳正巳君） 御説明いたします。

桂木川河川改修工事請負契約の変更についてでございます。

平成24年9月21日議決、同月24日締結の桂木川河川改修工事請負契約事項について、下記のとおり変更し契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、変更はございません。2、契約金額、5,460万円を7,079万1,000円に変更します。3、契約の相手方、変更なし。4、工期、契約の日から平成25年5月31日まででございます。

詳細につきましては委員会のほうで御説明いたしますので、御審議をよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第15号久山町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（矢山良隆君） 御説明いたします。

久山町土地開発公社は、公共用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的に昭和48年に設立され、町のまちづくりに寄与してきたところであるが、近年の社会経済情勢から、土地開発公社による先行取得の必要性が低下しており、公社存続に要する経費の削減や事務の合理化という観点から、公社解散について3月6日に開催いたしました久山町土地開発公社理事会において、出席理事の全員一致で解散が同意されましたので、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第16号第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（矢山良隆君） 御説明いたします。

地方財政法第33条の5の7第1項の規定による第3セクター等改革推進債について、次のとおり福岡県知事に許可申請することを同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、起債の目的、久山町土地開発公社の解散に伴い必要となる債務保証に要する経費に充てるため。2、起債の限度額、12億9,000万円。3、起債の方法、証書借入。4、起債の利率、5%以内。5、償還の方法、10年以内とする。元利金等、元金均等または満期一括償還の方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第17号平成24年度久山町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（矢山良隆君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度久山町一般会計補正予算（第6号）についてお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額47億8,905万3,000円に歳入歳出それぞれ3億8,716万7,000円を追

加し、歳入歳出総額をそれぞれ51億7,622万円とするものです。

今回は、主に国の経済対策予算と平成24年度末の決算において見込まれます歳入と歳出の最終執行額を精査し、増減の補正を行うものでございます。

まず、歳出の主なものは、人件費の減、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費の執行残として8,253万3,000円の減となります。景気対策の一環として総合運動公園施設整備事業1億2,300万円、上久原土地区画整理事業費1億8,525万円、久原小、久山中学校の大規模改修費として1億9,458万円を増額するものでございます。

一方、歳入は、国の経済対策事業費の特定財源として4億4,990万円の増、負担金138万9,000円の増額に対し町税の1,350万円の減、国県支出金3,924万8,000円の減、基金繰入金6,000万円の減額になりますので、差し引き総額3億8,716万7,000円の増額となります。

詳細につきましては委員会の各課長が御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第18号平成24年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（久芳国重君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度久山町国民健康保険特別会計予算の歳入歳出の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出それぞれ2,935万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を9億9,533万6,000円とするものでございます。

歳入補正といたしましては、国民健康保険税の徴税が減ることによりまして368万2,000円の減、使用料及び手数料3万7,000円の増、国庫支出金の国庫負担金、補助金で2,084万4,000円の増、療養給付費等交付金2,273万円の減、前期高齢者交付金5,687万8,000円の減、県支出金は1,481万4,000円、共同事業交付金を2,603万8,000円の増、繰入金を2,011万1,000円の増、諸収入を172万1,000円の増で、歳入合計といたしまして2,935万3,000円の減額でございます。

歳出補正につきましては、総務費を2万8,000円の増、保険給付費2,166万2,000円の減、共同事業拠出金704万5,000円の減、保健事業費を67万4,000円の減といたしまして、歳出合計2,935万3,000円の減額とするものでございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明をいたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第19号平成24年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（久芳国重君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の予算の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出それぞれ180万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億3,326万5,000円とするものでございます。

歳入補正といたしましては、後期高齢者医療保険料の普通徴収と特別徴収で176万5,000円の減額、繰入金の一般会計繰入金を3万7,000円の減額、諸収入2,000円増といたしまして、歳入補正額合計といたしまして180万円の減額とするものでございます。

歳出補正につきましては、総務費を15万円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金を165万円の減額し、歳出補正額の合計としまして180万円を減額をするものでございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第20号平成24年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（実淵孝則君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額6億4,731万8,000円から歳入歳出それぞれ7,054万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,677万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、第1款第1項の負担金を40万円増、第2款第1項使用料を459万5,000円の減、第3款第1項の国庫補助金を505万4,000円の減、第4款第1項の財産運用収入を28万円減、第5款第2項の基金繰入金を2,883万6,000円の減、第6款第1項の繰越金を262万円の増、第8款第1項の事業債を3,480万円減額するものでございます。

歳出につきましては、第1款第1項の総務管理費を58万6,000円の減、第2款第1項の



事業費を5,596万8,000円の減、第3款第1項の公債費を66万6,000円の減、第4款第1項の基金費を1,332万5,000円減額するものでございます。

それから、地方債の補正といたしまして、流域下水道事業債の限度額を480万円減額、それから流域関連公共下水道事業債の限度額を3,810万円減額、また流域関連公共下水同意事業債の限度額といたしまして810万円を追加しております。

それから、繰越明許費といたしまして、第2款事業費、第1項事業費、事業名、流域関連公共下水道事業、金額1,441万6,000円を計上いたしております。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第21号平成24年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（実淵孝則君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）をお願いするものでございます。

収益的収入の補正といたしまして、既決予定額2億232万8,000円に145万1,000円を増額し、予定額の総額を2億377万9,000円とするもので、第1項の営業収益を192万1,000円増額、第2項の営業外収益を47万円減額するものでございます。

収益的支出の補正といたしまして、既決予定額2億828万6,000円に222万5,000円を増額し、予定額の総額を2億1,051万1,000円とするもので、第1項の営業費用を222万5,000円増額するものでございます。

また、資本的支出の補正といたしまして、既決予定額1億6,287万1,000円から1,000万円を減額し、予定額の総額を1億5,287万1,000円とするもので、第1項の建設改良費を1,000万円減額するものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,424万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額308万2,000円及び当年度損益勘定留保資金8,116万5,000円で補填することといたしております。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第22号平成25年度久山町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（矢山良隆君） 御説明いたします。

本案は、平成25年度久山町一般会計の当初予算を提案するもので、予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,000万円とするものであります。対前年度比21.0%の増であります。

我が国の経済は、社会経済の穏やかな回復が期待される中で、平成25年度の経済財政運営の基本的態度に示された施策の推進等により確実な需要の発現と雇用創出が見込まれ、国内需要主導で回復が見込まれておりますが、ヨーロッパでの金融不安などのマイナス要因がどのように影響を及ぼすか予断を許さない状況になっております。

こうした中での本町の平成25年度一般会計当初予算の編成に当たっては、第3次総合計画の分野別基本戦略に掲げる項目の実現に向け主要施策を推進していきます。また、引き続き経常経費の削減及び義務的経費の抑制に最大限に努めながら、投資的事業の新規事業や額の大きな事業は政策上優先すべきもの、緊急性や費用対効果の高いと判断するものを限られた予算の中で重点的に配分いたしました。

歳入の主なものは、町税、地方譲与税、地方交付金、地方交付税などの経常一般財源収入が24億4,990万2,000円で、歳入総額に占める割合は46.5%であります。そのほか特定財源である国県支出金が4億8,019万5,000円、土地売払収入等の財産収入が1億4,390万9,000円、使用料及び手数料9,932万6,000円、諸収入が1億4,931万2,000円、町債が15億5,100万円、そして基金繰入金が3億150万円でございます。

次に、歳出ですが、性質別で見ますと、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が15億8,296万6,000円で、歳出総額の30%でございます。旅費、需用費、委託料などの物件費が9億8,665万円で同じく18.7%、補助費等が16億5,831万6,000円で31.5%、普通建設事業費などの投資的事業費が5億2,027万6,000円で9.9%、特別会計への繰出金が4億4,279万3,000円で8.4%となっております。

歳出で主なものとしては、久山町土地開発公社の解散事業費として12億9,000万円、交通アクセス対策費の路線バス運行委託料及びコミュニティバス運行业務委託費として3,200万円、子ども手当の児童福祉措置が1億5,924万円、子宮がん等ワクチン接種緊急促進事業費として1,348万5,000円、生活習慣病対策費として5,591万8,000円、道路新設改良費の社会資本整備総合交付金事業費として1億2,000万円、久保橋新設事業費として7,550万円、田園居住区整備事業費として1億6,773万3,000円、そして社会教育費では首

羅山遺跡事業費として1,308万5,000円となっております。

詳細につきましては委員会でそれぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第23号平成25年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（久芳国重君） 御説明いたします。

本案は、平成25年度久山町国民健康保険特別会計予算をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,007万6,000円とするものでございます。予算の対前年比は0.0064の増額予算となっております。

その内容といたしましては、歳入の主なものといたしまして、国民健康保険税といたしまして1億5,218万1,000円、国庫支出金2億6,571万4,000円、療養給付費等交付金4,164万円、前期高齢者交付金2億6,053万3,000円、県支出金5,848万8,000円、共同事業交付金1億2,690万1,000円、繰入金4,660万4,000円等でございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費といたしまして1,882万4,000円、保険給付費6億6,997万5,000円、前期高齢者支援金等1億307万2,000円、前期高齢者納付金等21万円、老人保健拠出金1万1,000円、介護納付金4,328万9,000円、共同事業拠出金9,797万4,000円、保健事業費といたしまして711万9,000円等でございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第24号平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（久芳国重君） 御説明いたします。

本案は、平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計の予算をお願いするものでございます。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ1億3,565万円とするものでございます。予算の対前年比は0.035の増額予算となっております。

その財源となる主な歳入といたしまして、後期高齢者医療保険料1億38万5,000円、そ

の内訳としまして特別徴収5,219万5,000円、普通徴収保険料4,819万円、一般会計繰入金3,506万円、内訳といたしまして事務費繰入金1,633万4,000円、保険基盤安定繰入金1,872万6,000円等でございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費1,238万1,000円、その内訳といたしまして総務管理費1,218万2,000円、徴収費19万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1億2,255万2,000円でございます。その内訳は、事務費負担金343万8,000円、保険料等負担金1億1,911万4,000円、予備費といたしまして51万7,000円が主な支出でございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第25号平成25年度久山町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（実渕孝則君） 御説明いたします。

本案は、平成25年度久山町下水道事業特別会計予算をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,592万8,000円で、前年度当初予算に比べまして1,592万8,000円の増、率といたしまして2.7%増となっております。

歳入の主なものは、第1款分担金及び負担金といたしまして1,058万1,000円、第2款使用料及び手数料といたしまして1億6,681万1,000円、第3款国庫支出金といたしまして5,500万円、第5款繰入金といたしまして2億5,360万6,000円、第8款事業債といたしまして1億2,960万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、第1款総務費といたしまして1億969万5,000円、第2款事業費といたしまして2億5,276万7,000円、第3款公債費といたしまして2億4,393万円を計上いたしております。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第26号平成25年度久山町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（実淵孝則君） 御説明いたします。

本案は、平成25年度久山町水道事業会計予算をお願いするものでございます。

平成25年度の業務の予定量といたしましては、総水戸数2,887戸、年間総給水量87万5,100立米、1日平均給水量2,390立米を予定いたしております。

収益的収入の予定額は2億463万5,000円で、その内訳といたしまして、第1項営業収益を1億8,539万9,000円、第2項営業外収益を1,923万4,000円、第3項特別利益を2,000円計上いたしております。

それから、収益的支出の予定額は2億459万4,000円で、その内訳といたしまして、第1項営業費用を1億6,292万6,000円、第2項営業外費用を4,046万8,000円、第3項特別損失を20万円、第4項予備費を100万円計上いたしております。

また、資本的収入の予定額は5,214万4,000円、負担金として計上いたしております。

それから、資本的支出の予定額は1億5,389万2,000円で、その内訳といたしましては、第1項建設改良費を6,381万8,000円、第2項企業債償還金を9,007万4,000円計上いたしております。

それから、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億174万8,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金8,200万円、それから建設改良積立金処分量1,672万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額302万8,000円で補填することといたしております。

一時借入金の限度額といたしましては1億円、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしましては、職員給与費、金額で2,964万1,000円、それから棚卸資産の購入限度額といたしまして1,000万円を計上いたしております。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、発委第1号久山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。

本田議会運営委員長。

○9番（本田 光君） 御説明いたします。

本案は、昨年の12月議会におきまして久山町課設置条例の一部が改正され、財政課が経営企画課に、政策推進課が魅力づくり推進課に改められ4月1日から施行されることを受

け、委員会条例においても同様の改正が必要となるため、提案するものであります。

御審議をいただきまして、可決願いますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（木下康一君） 以上で議案の上程を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 意見書について

○議長（木下康一君） 次は、日程第4、意見書について。発委第1号TPP（環太平洋経済連携協定）への不参加を求める意見書を議題といたします。

提出議員より趣旨説明を求めます。

本田光議員。

○9番（本田 光君） TPP（環太平洋経済連携協定）への不参加を求める意見書（案）の提出について説明をさせていただきます。

総選挙で自民党は公約6項目を掲げ、聖域なき関税撤廃を前提にする限りTPP交渉参加に反対として、また公明党は十分な国民的議論ができていないとして賛否の態度を先送りしているところであります。

ところが、最近安倍内閣の閣僚や自民党執行部の一部から参加に前向きとも受け取れる発言が生まれ、一部マスコミや財界、アメリカからは参加の方向を明確にすべきとの圧力も強まり、参加への態度をめぐり緊迫した事態となっております。

TPPは例外なき関税撤廃を原則としており、これにより日本の農林業は壊滅的な打撃を受けることとなります。

一方、非課税障壁の撤廃も交渉の対象とされており、医療、保険、公共事業等々の日本の制度がアメリカ型の制度に変えられる危険性ははらんでいます。一部で言われている交渉を前提に、「交渉に参加しながら守るべき国益は守る」の考えは、TPP交渉の厳しい側面を見ない一面的な見解だと思います。

久山町議会は平成22年12月、菅内閣に環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への不参加を求める意見書を提出してきました。今回、新たな自公政権の誕生に当たり、改めて久山町民の意思を代表する町議会として、安倍内閣にTPP（環太平洋経済連携協定）参加を行わないよう強く要求するものであります。

以上、本意見書案を審議、可決していただき、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣宛てに意見書を提出していただきますようによろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（木下康一君） 提出議員の説明が終わりました。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようですので、本案は第2委員会に付託したいと思います  
が、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本案は第2委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 陳情について

○議長（木下康一君） 次は、日程第5、陳情について。「より豊かな保育・教育制度の拡充  
と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情は第1委員会に付託したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本陳情は第1委員会に付託いたしま  
す。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれで散会いたします。

なお、会期中の活発な議論をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時30分